地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項前段の規定により知事等関係機関から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和2年12月25日

 岐阜県監査委員
 伊藤
 秀光

 岐阜県監査委員
 高殿
 尚

 岐阜県監査委員
 鈴土
 靖

 岐阜県監査委員
 長縄
 直子

 岐阜県監査委員
 南
 圭一

I 平成30年度、令和元年度及び令和2年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成30年度

(単位:件)

	監査結果	措置済	今回措置を	未措置
区分			講じたもの	
	A	В	С	A-B-C
指摘事項	89	88	0	1
指導事項	99	99	0	0
検討事項	5	5	0	0
計	193	192	0	1

2 令和元年度

(単位:件)

	監査結果	措置済	今回措置を	未措置
区分			講じたもの ※	
	A	В	С	A-B-C
指摘事項	106	106	0	0
指導事項	126	126	0	0
検討事項	6	6	0	0
計	238	238	0	0

3 令和2年度

(単位:件)

	監査結果	措置済	今回措置を	未措置
区分			講じたもの ※	
	A	В	С	A-B-C
指摘事項	65	14	17	34
指導事項	52	19	17	16
検討事項	2	0	0	2
計	119	33	34	52

- ※「今回措置を講じたもの」については、令和2年12月1日、同月4日及び同月17日に知事等関係機関から通知があったもの
- (注) 監査結果の区分については、次のとおり。

指摘事項:是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項:是正又は改善を求める事項

検討事項:事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対

し是正若しくは改善を求める事項

Ⅱ 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 令和2年度

(1) 監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

環境生活部

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜地域環境	公務中の1件の交通事故について、	当該職員に対し、安全運転に対する
室	修繕料577,677円が支払われていたの	意識の徹底と再発防止に努めるよう指
	で、職員の交通事故防止について一層	導した。
	の徹底を図られたい。	また、全職員に対して事故の概要を
		説明し、交通法規の遵守及び安全運転
		の励行について周知徹底を図った。
		今後も、定期的に朝礼や職場研修等
		で職員に注意喚起し、交通事故防止の
		徹底に努める。

農政部

機関名	監査結果	講じた措置
郡上農林事務	旅費の支出事務において、職員は旅	過払分481円について令和2年6月26
所	費システムに復命入力した後、当初の	日に収入調定を行い、当該人に納入通
	旅行命令の内容に誤りがあったことに	知書を発行し、令和2年6月30日に支
	気付き、新たな旅行命令入力を行い、	払われた。(令和2年7月2日、県に計
	旅行命令権者から承認を受けた。その	入されていることを確認済み)
	後、復命入力での修正が可能であるこ	令和2年7月6日には職員全員に財
	とがわかり、当初の復命について修正	務会計システムの操作誤りによる二重
	のうえ決裁を進めたが、このことを失	払の注意喚起をメールで周知し、ま
	念し、新たに入力した旅行命令に対し	た、管理調整係において所属職員の旅
	ても復命入力し、両方の復命について	行命令の重複入力や入力の遅延がない
	承認を受けたことで、1件481円が過払	か等、毎月点検を行うこととして再発
	となっていたので、速やかに措置する	防止とした。
	とともに、今後は適正に処理された	
	٧ ° ه	
	公務中の1件の交通事故について、	事故発生後の課長会議(令和元年12
	修繕に要する費用として消耗品費等	月3日開催)において事故の概要を説
	102,212円が支払われていたので、職員	明、所属職員へ周知し、交通安全への
	の交通事故防止について一層の徹底を	注意喚起を行った。
	図られたい。	また、令和2年6月23日の課長会議
		において、令和2年6月22日付け農政
		第234号「県有自動車の車検等について
		(依頼)」に基づき職員の自動車交通事
		故・交通違反の防止について注意喚起

		を行うとともに、公用車事故での修理
		対応に関する公金意識の浸透について
		職員への周知徹底を図った。
国際園芸アカ	国際園芸アカデミー授業料の収入事	1 総合財務会計システムから出力さ
デミー	務において、次の不適正な事項が認め	れる収納状況一覧表で担当者が日々
	られたので、今後は適正に処理された	の収納を確認するだけでなく、個々
	V'o	の収納状況や遅延状況が一目でわか
	1 未納者に対し、納期限後20日以内	るよう一覧表を作って管理すること
	に発行すべき督促状が2か月以上遅	とした。
	延して発行されているものがあっ	2 督促状を発行するような状況で授
	た。	業料を収納した場合は収納金額や経
	2 納期限を過ぎて授業料が納入され	過日数から延滞金の有無を出納員が
	たことにより発生する延滞金につい	その都度判断することとした。
	て、その徴収手続が6か月以上遅延	
	しているものがあった。	

県土整備部

機関名	監査結果	講じた措置
多治見土木事	公務中の2件の交通事故について、	事故発生直後、直ちに該当職員から
務所	損害賠償金として 1,694,087円の費用	事故の状況及び原因を聴取し、安全運
	負担が発生し、修繕料941,288円が支払	転の励行について指導を行った。
	われていたので、職員の交通事故防止	また、所内会議において交通法規の
	について一層の徹底を図られたい。	遵守及び安全運転の励行並びに県有物
		品の適正な使用及び管理について注意
		喚起し、再発防止に努める。
	電気料金の支出事務において、過去	現存しない道路照明灯であったこと
	に撤去されたことなどにより現存しな	を確認し、速やかに過払金の返還手続
	い道路照明灯に係る電気料金865,358円	を行った。また、現物が確認できない
	が支払われていた。これは契約先電力	道路照明灯の契約がないことを確認し
	会社が行った現物確認の結果明らかに	た。
	なったものであり、同社からの申出に	今後、道路照明灯の契約手続に誤り
	より過払額分は既に返還されている	がないように「道路照明施設の電力契
	が、今後は適正に処理されたい。	約事務に係る手続マニュアル」を作成
		し、このマニュアルに基づき複数職員
		で事務処理の確認を行い、再発防止に
		努める。

教育委員会

-			
	機関名	監査結果	講じた措置
	教職員課	旅費の支出事務において、職員は、	過払となっていた旅費 1 件3,367円に
		旅費システムに入力した旅行の行程が	ついては、直ちに手続を行い令和2年

誤っていたことから復命時に訂正を求められたが、その復命について訂正せずに決裁を止める処理(廃案登録)を行うとともに、新たに正しい行程で命令及び復命入力(事後申請入力)を行って決裁に進めた。しかし、後日、決劫を止める処理のみで旅費システムから削除する処理の取下げ登録)を行った復命について、調って決裁に進める処理を行い、両方の復命につい、施行命令権者から承認を受けていて、1件3,367円が過払となって、速やかに措置するととに、今後は適正に処理されたい。

7月27日に県に納入されたことを確認した。

旅行命令及び復命入力の際は、入力 内容を十分に確認し、行程に変更を生 じた場合には適切に修正を行うととも に、命令の二重登録を行わないよう改 めて職員に周知徹底した。

今後は、関係帳票「支出科目別旅行 命令情報一覧」等の複数人による定期 的確認を行うことにより再発防止に努 める。

体育健康課

旅費の支出事務において、職員は旅費システムに旅行命令入力をしていたにもかかわらず、それを失念し、後日、同じ旅行について別に旅行命令入力を行い、両方の旅行について旅行命令権者から承認を受けた。その後、両方の旅行命令に対し復命入力し、承認を受けたことで、2件1,554円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

過払となっていた旅費 2 件1,554円については、直ちに手続を行い令和 2 年 7 月 30 日及び 8 月 5 日に県に納入されたことを確認した。

旅費システムにおいて、旅行命令が 重複で入力された場合には警告メッセ ージが発せられることについて改めて 周知し、職員一人ひとりが確認するよ う注意喚起を行った。

今後は、職員毎の旅行一覧等を活用 し、旅費の重複がないことを複数職員 で確認することにより再発防止に努め る。

岐阜教育事務 所

旅費の支出事務において、職員は旅費システムに旅行命令入力をしていたにもかかわらず、それを失念し、後日、同じ旅行について別に旅行命令入力を行い、両方の旅行について旅行命令権者から承認を受けた。そして、両方の旅行命令に対し復命入力し、承認を受けたことで、4件3,552円が過払を受けたことで、4件3,552円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

過払となっていた旅費4件3,552円について、直ちに手続きを行い令和2年9月14日に納入されたことを確認した。

また、全所属職員に対して、旅行命令・復命時のシステム入力に関する注意点について研修を実施し、同一日に複数の旅行命令を入力すると警告メッセージが表示されること、メッセージが表示された場合は重複登録がないことを必ず確認するよう周知徹底した。

今後は、財務会計システムの支出科 目別旅行命令一覧を出力して重複請求

がないかを複数人で確認し、再発防止 に努める。 旅費の支出事務において、職員は旅 過払となっていた旅費2件3,700円に 費システムに旅行命令入力をしていた ついては、直ちに過年度戻入処理を行

可茂教育事務 所

にもかかわらず、それを失念し、後 日、同じ旅行について別に旅行命令入 力を行い、両方の旅行について旅行命 令権者から承認を受けた。その後、両 方の旅行命令に対し復命入力し、承認 を受けたことで、2件3,700円が過払と なっていたので、速やかに措置すると ともに、今後は適正に処理されたい。

い、令和2年9月16日及び23日に県に 納入されたことを確認した。

所属職員は、教員が多く旅費システ ムに不慣れであることから、入力した 旅行命令・復命を一覧で確認する方法 や、命令決裁状況による復命の可否、 警告メッセージの存在など旅費システ ムの仕組みを解説周知するとともに、 自身の旅行命令を随時確認するよう注 意喚起を行った。

今後は、「支出科目別旅行命令情報 一覧」等のデータを複数人で確認する ことにより、再発防止に努める。

東濃教育事務 所

旅費の支出事務において、職員は旅 費システムに旅行命令入力をしていた にもかかわらず、それを失念し、後 日、同じ旅行について別に旅行命令入 力を行い、両方の旅行について旅行命 令権者から承認を受けた。そして、両 方の旅行命令に対し復命入力し、承認 を受けたことで、2件2,220円が過払と なっていたので、速やかに措置すると ともに、今後は適正に処理されたい。

過払となっていた旅費2件2,220円に ついては、直ちに過年度戻入の手続き を行い令和2年9月25日及び28日に納 入されたことを確認した。

再発防止として、同年9月24日に所 内全員に対して二重入力の防止など旅 費システムへの入力について注意喚起 を行うとともに、新たに「旅行命令・ 復命入力チェック表」を作成し、管理 調整係において決裁過程での旅行命令 の二重入力や復命の進捗状況を確認す ることとした。

今後は、チェック表も活用し、複数 人で確認することにより適正な事務処 理に努める。

各務原西高等 学校

樹木剪定に係る役務の契約事務にお いて、予定価格が100万円を超える契約 を締結しようとする場合は、本来であ れば競争入札によるべきところ、随意 契約(電子調達による一般競争型随意 契約)により行われていた。また、契 約審査会において、契約方法を指名競 争入札としているにもかかわらず、業

今回の指摘事項は、入札事務に係る 職員の認識不足によるところが大きい ため、事務手続きについて、再度周知 徹底を図った。

今後は、会計事務全般において、岐 阜県会計規則等を遵守するとともに、 疑義が生じた場合には主務課や出納管 理課へ照会するなど慎重に対応し、適

	者の選定については電子調達により決	正な会計事務処理に努める。
	定するとした、誤った記載がなされた	
	調書により審査が行われていたので、	
	今後は適正に処理されたい。	
岐阜各務野高	旅費の支出事務において、旅行者以	過払となっていた旅費1件1,850円に
等学校	外の者が旅行者に代わり旅費システム	ついては、速やかに返還手続を行い、
	へ入力する際、本来の支出科目による	令和2年7月14日に返還されたことを
	事業費が令達されていなかったため、	確認した。
	別の支出科目により入力を行った。そ	今後は、旅費システムに入力した時
	の後、当該事業費の令達があり、本来	点で必ず出張伺兼復命書の欄外に入力
	であれば歳出更正をすべきところ、誤	済の印を押すことにより、二重入力の
	って未入力と考え、再度の入力を行	発生を防止するとともに、後日令達が
	い、両方について旅行命令権者から承	あった場合は、出張伺兼復命書や旅費
	認を受けたことで、1件1,850円が過払	システムの入力状況を再確認すること
	となっていたので、速やかに措置する	で、歳出更正すべき旅行かを判断し事
	とともに、今後は適正に処理された	務処理を進める。
	l'o	
	公務中に刈払機を操作した際、石が	今回の毀損事故後、草刈を行う作業
	│ │飛散したことにより車両を損傷させた	 員に対してさらなる安全指導を行うと
	 1件の毀損事故について、損害賠償金	 ともに、道路に近い敷地(概ね境界か
	として72,600円の費用負担が発生して	 ら10m程度) においては、エンジン
	いたので、職員の毀損事故防止につい	 式刈払機を使用しないこととし、防草
	て一層の徹底を図られたい。	シートや手刈り等により対応すること
		に改めた。
		また、作業の前に実施計画を作成、
		提出させ、上席者がこれを確認するこ
		ととした。
		作業を行うことで毀損事故の再発防止
		を図る。
	県が特別徴収を行った県立学校事務	納期の定められている支払について
	専門職の個人住民税の支出事務におい	は、事務室内の行事予定表に次月の支
	て、納期限を超えて支払を遅延したこ	払日を掲示することとし、担当者自身
	とにより、督促手数料1件100円が支払	が事務の再確認を行うとともに、他の
	われていたので、今後は適正に処理さ	員にも情報共有できるように改めた。
	れたい。	今後は、行事予定表を基に進捗管理
		を徹底し再発防止に努める。
	学校 P R ポスターの印刷に係る支出	過払となっていた学校PRポスター
	 事務において、重複して支出したこと	 の印刷代1件29,916円については、令

	いたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	れたことを確認した。 今後は、職員間で情報共有できる進 捗管理表を作成の上、複数職員で執行 状況を管理する体制とすることにより 再発防止に努める。
羽島特別支援	旅費の支出事務において、旅行者以	過払となっていた旅費1件407 円に
学校	外の者が、旅行者に代わり旅費システ	ついては、直ちに過年度戻入処理を行
	ムに命令及び復命入力(事後申請入	い、令和2年11月24日に県に納入され
	力)していたにもかかわらず、それを	たことを確認した。
	失念し、同じ旅行について別に命令及	今後は、旅行命令及び復命の代理入
	び復命入力を行い、旅行命令権者から	力時における適正入力を徹底するほ
	承認を受けたことで、1件407円が過払	か、総合財務会計システムの支出科目
	となっていたので、速やかに措置する	別旅行命令情報一覧で支出内容を再確
	とともに、今後は適正に処理された	認することで、再発防止に努める。
	<i>۷</i> ′。	

(2) 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

総務部

機関名	監査結果	講じた措置
財政課	公務中にノート型パソコンを損傷さ	所属の全職員及び会計年度任用職員
	せた1件の毀損事故について、修繕料	に対し、ノート型パソコンの毀損事故
	77,000円が支払われていたので、職員	の原因となる行動について注意喚起を
	の毀損事故防止について一層の徹底を	行い、再発防止に努めた。
	図られたい。	
	1) 7fa 1	No take with ED. A. L. C.
東濃県税事務	公務中にノート型パソコンを損傷さ	当該職員に対して、パソコンの丁寧
所	せた1件の毀損事故について、修繕料	な扱いに努めるよう指導した。
	77,000円が支払われていたので、職員	全職員に対しては、所内会議にてパ
	の毀損事故防止について一層の徹底を	ソコンを含めた物品の適切な利用と管
	図られたい。	理について注意喚起を行った。
		加えて、事故防止として、全職員のパ
		ソコンに「上に物を置かない・挟まな
		いこと」のイエローシールを貼るとと
		もに管理調整担当が見回りを行うよう
		にしている。
		今後も所内会議等で定期的に物品の
		取扱いについて注意喚起を行い、毀損
		事故の再発防止に努める。

環境生活部

機関名	監査結果	講じた措置
人権施策推進	物品の管理事務において、貸出用D	亡失した物品については、物品処分
課	VD2件を亡失していたので、今後は	等調書を作成し、物品一覧表から削除
	物品管理の一層の徹底を図るととも	した。
	に、再発防止に努められたい。	今後は、現物実査の際には、実査担
		当者と供用主任者等により、物品一覧
		表と備品整理票との突合を確実に行
		い、また、職員会議等においても物品
		管理に関する意識向上を図ることによ
		り、適正な物品管理を行い、再発防止
		に努める。
		. ,

商工労働部

機関名	監査結果	講じた措置

商工政策課	公務中にノート型パソコンを損傷させ	当該職員に対し、ノート型パソコン
	た1件の毀損事故について、修繕料	を含む備品の取扱いについて、より慎
	77,000円が支払われていたので、職員	重に、十分注意を払うよう指導すると
	の毀損事故防止について一層の徹底を	ともに、所属職員に対しても同様に注
	図られたい。	意喚起し、公金により整備した備品で
		あることを改めて強く認識し、使用す
		るよう周知徹底した。
観光企画課	公務中にノート型パソコンを損傷さ	毀損事故を起こした職員に対し、ノ
	せた1件の毀損事故について、修繕料	ートパソコンをはじめとした県有物品
	52,800円が支払われていたので、職員	の取扱いについて、十分注意を払うよ
	の毀損事故防止について一層の徹底を	う指導した。あわせて所属職員及び観
	図られたい。	光国際局職員に対して、県有物品等の
		慎重な使用及び留意事項について周知
		徹底した。

農政部

機関名	監査結果	講じた措置
郡上農林事務	土地改良法(昭和24年法律第195号。	総費用総便益比を正しく算出したと
所	以下「法」という。) 第85条第1項等	ころ、事業種類毎の値はいずれも当初
	により県が行う土地改良事業について	を上回る結果となり、事業の「基本的
	は、法第87条第3項により「基本的要	要件」を満たすことから、特段の手続
	件」を満たすことが義務付けられてお	きは要しない。
	り、この「基本的要件」の一つに、法	なお、今回発生した事業効果算定の
	施行令(昭和24年政令第295号)第2条	誤りを防止するため、業務の成果品納
	において「当該土地改良事業の全ての	品時に算定結果だけでなく入力値につ
	効用がその全ての費用を償うこと。」	いても確認を行うよう課内に周知し

が規定されている。また、法に基づかした。 ない事業についても、法に基づく事業 と同様な運用がなされている。

この総費用総便益比(総便益/総費 用)が正しく算出されているか確認し たところ、次の不適正な事項が認めら れたので、このことについて対応を検 討するとともに、委託業者から提出さ れた成果品の内容のチェックを適切に 行うなど、今後は適正に処理された

- 1 総費用は、当該事業費、関連事業 費、関連するすべての既存施設の資 産価額(時価)及び再整備費の合計 額から、評価期間終了時点の関連す るすべての施設の資産価額を控除し たもので算定される。このうち、当 該事業費の基となっていた年度別事 業費について、年度ごとの事業費を 用いるべきところ、毎年度、事業 着工年度の事業費が用いられてい た。総費用が誤って算定されたこ とで、3の事業種類(18 施設)の 総費用総便益比が正しく算出され ていなかった。
- 2 当該事業費、関連するすべての既 存施設の資産価額 (時価)、再整備 費及び評価期間終了時点の関連する すべての施設の資産価額の基となっ ていた年度別事業費について、別の 施設の事業費が用いられていた。総 費用が誤って算定されたことで、1 の事業種類(1施設)の総費用総便 益比が正しく算出されていなかっ

不用品の売払いに係る契約事務にお いて、収入の原因となる契約に係る決 裁書で売却予定価格を定めるべきとこ ろ、これを定めることなく物品を売却 していたので、今後は適正に処理され

また、委託業者は照査報告書のチェ ック項目を追加し再発防止策とした。

今後、同様の不用決定手続を行う際 は当該会計書類を参照することになる ことから、事務処理手順が記載された 出納管理課作成の「物品処分フロー 図」、管財課作成の「公用車廃車に係る

たい。 事務マニュアル」及び今回の指摘事項 を明確にした記録を当該会計書類に添 付しておくことで、今後への再発防止 策とした。 特定個人情報に係る管理事務におい 記載漏れのあった特定個人情報取扱 て、特定個人情報を取り扱う場合及び 記録簿の当該箇所について、その写し 取扱い後は「特定個人情報取扱記録 に朱書きで補正するとともに今回の指 簿」に記録しなければならないが、そ 摘事項を記録に残し、これを特定個人 れを行うことなく特定個人情報を取り 情報取扱記録簿に添付しておくことで 扱っていたものがあったので、速やか 今後への再発防止策とした。 に措置するとともに、今後は適正に処 理されたい。 農業大学校 不用品の売払いに係る契約事務にお 関係職員で岐阜県会計規則及び岐阜 いて、収入の原因となる契約に係る決 県会計規則取扱要領を再確認し、売却 裁書で売却予定価格を定めるべきとこ 決定事務について周知徹底を図った。 ろ、これを定めることなく物品を売却 今後は、手続の漏れがないよう複数 していたので、今後は適正に処理され 人で確認し適正な会計事務処理に努め たい。 る。

県土整備部

1, <u> </u>		
機関名	監査結果	講じた措置
美濃土木事務	郵便切手に係る消耗品供用整理簿に	担当が押印を失念していたことで、
所	おいて、収支等命令者印、出納員印及	不適切な処理が行われたため、出納員
	び供用者受領印が押印されていなかっ	から担当へ口頭で注意を行った。
	たので、今後は適正に処理されたい。	特定消耗品の供用にあたり、遅滞な
		く消耗品供用整理簿(郵便切手受払
		簿)に記載し、収支等命令者等の押印
		を行うよう徹底した。
		また、出納員が定期的に消耗品供用
		整理簿を検査することで、再発防止に
		努める。

県事務所

機関名	監査結果	講じた措置
中濃県事務所	公務中にノート型パソコンを損傷さ	事故後、速やかに職員全員に対し、
	せた1件の毀損事故について、修繕料	パソコン付近に飲み物を置くことのな
	20,317円が支払われていたので、職員	いよう注意喚起した。合わせて修理す
	の毀損事故防止について一層の徹底を	るための費用は公費であること、ま
	図られたい。	た、場合によって修理に出しても重要
		なデータが復旧できず、業務の遂行に

甚大な影響を与えることもあり得ることから、毀損事故が再度起こることの ないよう徹底した。

今後も折に触れ、物品等財産の適正 管理及び事故防止について周知徹底を 図る。

教育委員会

数育委員会			
機関名	監査結果	講じた措置	
教職員課	公務中にノート型パソコンを損傷さ	監査後、直ちに所属職員に対して、	
	せた1件の毀損事故について、修繕料	公有財産の適正な取扱いについて注意	
	103,280円が支払われていたので、職員	喚起を実施した。	
	の毀損事故防止について一層の徹底を	今後も、職場研修などの機会を捉え	
	図られたい。	て、その取扱いを徹底することで、毀	
		損事故の再発防止に努める。	
羽島高等学校	特定個人情報に係る管理事務におい	監査後速やかに、未作成となってい	
	て、特定個人情報を取り扱う事務につ	た就学支援金事務に係る特定個人情報	
	いては「特定個人情報管理台帳」に記	取扱記録簿を作成し、管理者(校長)	
	録し、特定個人情報を取り扱う場合及	及び管理主任者(事務長)の確認を受	
	び取扱い後は「特定個人情報取扱記録	けた。	
	簿」に記録しなければならないが、そ	今後は、特定個人情報の取扱事務の	
	れを行うことなく特定個人情報を取り	発生の都度、取扱記録簿に記載すると	
	扱っていたものがあったので、速やか	ともに、管理者等による事前承認及び	
	に措置するとともに、今後は適正に処	処理結果の確認を受けることを徹底	
	理されたい。	し、適正な事務処理に努める。	
不破高等学校	公務中にノート型パソコンを損傷さ	当該職員に対し、パソコンの取扱い	
	せた3件の毀損事故について、修繕料	について、一層注意を払うよう指導し	
	235,036円が支払われていたので、職員	た。	
	の毀損事故防止について一層の徹底を	また、事故発生後、学校長から全職	
	図られたい。	員に対し、メール配信で注意喚起を行	
		うとともに、職員会議等においてもパ	
		ソコンを含めた備品の慎重な取扱いに	
		ついての周知徹底を図った。	
		今後も、物品の適正な使用及び管理	
		について、職員会議等の場で随時指導	
		を行い、毀損事故の再発防止に努め	
		る。	

岐阜本巣特別 支援学校

公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料77,000円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

事故の報告があった際に、当該職員 から破損に至った状況等を聴取し、そ の原因を究明するとともにパソコンを 使用するうえでの取扱いについて個別 指導を行った。

また、事故発生後の職員会議において全職員に対し、パソコンの適正管理 及び職員の賠償責任について注意喚起 を行った。

今後も、職員会議等の場において、 パソコンを含めた物品の適正な使用及 び管理について繰り返し注意喚起を行 い、毀損事故の再発防止に努める。

羽島特別支援学校

LPガスの単価契約における消費税率引上げに伴う変更契約事務において、消費税率等に関する経過措置により10月の検針日(10月21日)以降消費税率が引き上げられるため、その翌日を適用日とした変更契約を締結すべきところ、11月1日を適用日とした変更契約を締結していたので、今後は適正に処理されたい。

契約変更に際しての関係法令の適用 時期については、契約の相手方に十分 に確認したうえで契約書を取り交わす ことを会計員に周知徹底した。

今後は、会計事務全般において、岐 阜県会計規則等を遵守するとともに、 疑義が生じた場合には主務課や出納管 理課へ照会するなど、適正な会計事務 処理に努める。

郡上特別支援 学校

郡上特別支援学校スクールバス運行管理業務委託に係る契約事務において、複数年の長期継続契約を締結している。しかし、各年度における予算の範囲内において給付を受けなければならないため、翌年度以降予算の減額等があった場合には契約を解除できる旨の条件を入札公告や契約書に付すべきところ、その旨の記載をせず、入札を執行し、契約が締結されていたので、今後は適正に処理されたい。

全職員(出納員及び会計員)で、岐 阜県長期継続契約を締結することがで きる契約を定める条例に基づく長期継 続契約に係る会計事務の取扱いについ て、岐阜県会計規則及び出納事務局か らの通知の内容を再確認した。

今後は、複数年の長期継続契約手続 に関する会計事務の留意点についての チェック表を新たに作成し情報共有を 図ることにより、入札及び契約手続が より適正に執行できるよう努める。